

中小企業競争力強化促進事業の概要

◎ 事業の概要

中小企業者等が新分野・新市場進出等のために行うマーケティングや製品開発などに要する経費に対し補助する事業

対象事業名	対象となる事業内容		補助率	限度額
1. マーケティング支援事業	新分野・新市場への進出等のために行う各種市場調査や展示会等（道内において行われるものと除く。）への出展に係る経費に対し補助する事業			国内実施 100万円 国外実施 200万円
2. コンサルタント等招へい支援事業	新分野・新市場への進出等のために行う技術開発、生産管理、マーケティング等のコンサルタント等の招へいに係る経費に対し補助する事業 ※オンラインによるコンサルティングも対象			100万円
3. 産業人材育成・確保支援事業	(1) 育成事業(派遣)	新分野・新市場への進出等に資する人材養成を図るために行う先進企業、研修機関等及び専門職大学院、社会人を対象とした大学院等への従業員等の派遣に係る経費に対し補助する事業		50万円
	(2) 育成事業(招へい)	社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応していく企業力向上のため、講師を招へいして実施する研修会等に要する経費に対し補助する事業		50万円
	(3) 確保事業	新分野・新市場への進出等に資する人材確保のために行う情報通信技術を活用した就業場所や時間にとらわれない働き方を導入する経費に対し補助する事業		60万円
4. 市場対応型製品開発支援事業	(1) 一般	新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展に係る経費に対し補助する事業（市場調査等のみを行う場合を除く。）	対象経費の1／2以内	300万円 (うち市場調査等200万円)
	(2) 特定産業分野	立地企業との取引参入を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業若しくは環境・エネルギー産業若しくはIT産業の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査等に係る経費に対し補助する事業（市場調査等のみを行う場合を除く。）		500万円 (うち市場調査等200万円)
	(3) 共同研究開発	道内において構成員が1／2以上の中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために大学などと連携して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業等、環境・エネルギー産業、IT産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費に対し補助する事業（市場調査等のみを行う場合を除く。）		500万円 (うち市場調査等200万円)